

返戻金制度について

当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により短期間で退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を求人者へ変換いたします。

但し、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を変換しないことといたします。

※期間と手数料変換の％は、求人者と結ぶ契約書にて明記いたします。

許可番号 13-ユ-305317

事務所の名称及び所在地 J B A H R ソリューション株式会社
東京都千代田区麹町 1-3 ニッセイ半蔵門ビル 6 階